

# 地域協議会について

○ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。

所轄庁は、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制を整備。

【所轄庁】

## 【地域協議会における協議事項】

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

※ さらに、  
① 地域公益事業の実施状況の確認、助言  
② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有  
③ 地域の関係者の連携の在り方などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望まれる。

【社会福祉法人】



【地域公益事業を内容とする社会福祉充実計画】

社協等への運営の委託可

【市町村福祉担当職員】



【学識有識者】



【福祉関係者】



【保健医療関係者】



【期待される効果】

地域課題の顕在化、共有

地域の様々な取組間の連携強化

地域に不足する新たな取組の創出

## 地域協議会

※ 既存の会議体を有効に活用

【民生・児童委員】



【ボランティア関係者】



【市町村社協】



【自治会等住民代表】



介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映